

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県教育委員会は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県教育委員会

公表日

令和8年3月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)
②事務の概要	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務処理システム、中間サーバー、富山県統合あて名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法 第19条第9号 ・番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第3号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富山県教育委員会教育みらい室小中学校課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県教育委員会教育みらい室小中学校課管理担当 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3443
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修を行っている。 事務取扱者への研修、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修、保護責任者への研修、事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修 等	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 富山県教育委員会事務局県立学校課	①部署 富山県教育委員会県立学校課	事後	部署名表記の修正
平成31年4月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 教育参事 荒木 義雄	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更による修正
平成31年4月24日	IVリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による修正
令和3年7月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部文書総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111	事後	組織再編による修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	②法令上の根拠 【情報照会】	②法令上の根拠 【情報照会】	事後	法律の改定が規定されることに伴う号ズレによる修正
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	記載なし	2021/8/31	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	記載なし	2021/8/31	事後	
令和8年2月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条2項 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第3号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条2項 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)第2条、別表第2の1下欄、2第4欄	事後	条例改正による修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携	・番号法 第19条第9号 ・番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第3号	・番号法 第19条第9号 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)第2条、別表2の1下欄、2第4欄	事後	条例改正による修正
	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	記載なし	適用なし	事後	様式変更による修正
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	様式変更による修正
	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 事務取扱者等への教育研修を行っている。 事務取扱者への研修、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修、保護責任者への研修、事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修 等	事後	様式変更による修正
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①富山県教育委員会県立学校課	①富山県教育委員会教育みらい室小中学校課	事後	組織再編による修正
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111	事後	組織再編による修正
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富山県教育委員会県立学校課学事係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3448	富山県教育委員会教育みらい室小中学校課管理担当 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3443	事後	組織再編による修正
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年8月31日時点	令和8年2月2日時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年8月31日時点	令和8年2月2日時点	事後	